

## 子どもと家庭は…

### 羽村市子ども家庭支援センター

☎ 578-12882

市役所2階子育て支援課内

相談日時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前8時30分～午後5時

18歳未満のお子さんと家庭に関する相談に応じています。

#### 相談内容

- 子どもの虐待に関すること
- 子どもの生活習慣や育児・しつけなど子育て全般
- 子どもの発育・発達に関すること（臨床心理士が応じます）
- 子育てに関するサービスの紹介

#### 立川児童相談所

☎ 523-11321

立川市曙町3-10-19

相談日時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前9時～午後5時

東京都児童相談センター（夜間休日緊急連絡ダイヤル）

☎ 03-5937-12330

相談日時 月～金曜日の夜間（午後5時45分以降）、土・日曜日、祝日、年末年始

児童相談所全国共通ダイヤル

☎ 189（いちはやく・24時間対応）

個人情報や連絡内容などを漏らすことはありません。匿名でも可能です。虐待でなかつたとしても、連絡した人の責任が問われることは一切ありません。

## 配偶者からの暴力は…

### 子育て支援課

☎ 555-11111 内 239

市役所2階子育て支援課支援係

相談日時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前8時30分～午後5時

■女性悩みごと相談（羽村市と福生市のどちらでも可）も利用できます。

#### 申込み

□ 羽村市広報広聴課市民相談係

☎ 555-11111 内 199

（相談日時：第1・3・5水曜日午後1時30分～4時30分）

□ 福生市秘書広報課広報広聴係

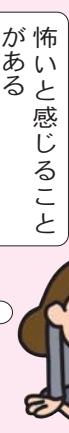
☎ 551-11529

（相談日時：第2・4水曜日午前9時～午後1時）

### 東京都女性相談センター多摩支所

☎ 522-14232

相談日時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前9時～午後4時



## 障害のある方は…

### 障害福祉課

☎ 555-11111 内 185

市役所1階障害福祉課障害者支援係

相談日時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前8時30分～午後5時

障害のある方やその家族・関係者の相談に応じています。

#### 高齢の方は…

### 羽村市地域包括支援センター

☎ 555-11111 内 197

市役所1階高齢福祉介護課内

相談日時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前9時～午後4時

#### 相談内容

- 介護予防に関すること

- 高齢者虐待や、成年後見制度の利用支援などの権利擁護に関すること
- 介護保険サービス・福祉サービスの利用に関すること

※ そのほか、主任ケアマネジャー・保健師（看護師）・社会福祉士が連携し、高齢の方の生活全般に関するさまざまなお相談に対応しています。

● こちらでも相談できます

### 羽村市地域包括支援センターあさひ

☎ 555-18815

羽村市富士見平1-3-1エムマ

ンション1階

相談日時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前8時30分～午後5時

## 11月12日～25日は

### 「女性に対する暴力をなくす運動」期間

国では、女性に対する暴力に関する取組みを一層強化し、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図るために、毎年11月12日～25日に「女性に対する暴力をなくす運動」を展開しています。

配偶者などからの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、DV、データDVなどの「女性に対する暴力」は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。みんなで、女性に対する暴力のない社会づくりを進めましょう。

問合せ 企画政策課企画政策担当 ☎ 315

※今回の広報はむら20ページで「女性の人権ホットライン」について紹介しています。



▲女性に対する暴力根絶シンボルマーク

## 11月は児童虐待防止推進月間

### 「もしかして」あなたが救う 小さな手

児童虐待は社会全体で解決していくべき重要な課題です。虐待を受けていると思われる子どもを見つけた時や、自身が子育てで悩んだ時は、子ども家庭支援センターまたは児童相談所へ連絡してください。

みんなで関心を持ち、子どもの笑顔を守りましょう。

問合せ 子ども家庭支援センター ☎ 578-2882 / 東京都立川児童相談所 ☎ 523-1321



◀児童虐待防止のシンボル  
「オレンジリボン」

11月7日(土)・8日(日)は「青少年健全育成の日事業」

## 子どもフェスティバル

主催 羽村市・羽村市教育委員会

問合せ 児童青少年課児童青少年年係内 264／ゆとろぎ☎570  
10707

青少年健全育成の日事業は、青少年を中心とした社会体験や啓発活動を通じて、青少年の健全育成、非行防止を図ることを目的に行います。

当日は、青少年による模擬店やアトラクションのほか、ゆとろぎ全館で行う子ども向けイベントなど楽しい催し物が盛りだくさんです。ぜひ、お越しください。

**11月は子ども・若者育成支援強調月間**

次代を担う青少年が、心身ともにたくましく、健やかに成長することはすべて人の願いです。しかし、昨今の青少年による凶悪事件、薬物の乱用、いじめや性をめぐる問題など、青少年が直面している問題は極めて深刻です。こうした状況にいつも目を向け、地域ぐるみで青少年を支え合い、青少年が心豊かに成長していくような社会環境づくりを進めていく必要があります。皆さんも、家庭、学校、職場や地域の中で、青少年の育成支援にご協力をお願いします。

○**2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて子どもに伝える「2つのこころ」**

●外国人訪問者に心地よい東京を感じてもらう「おもてなしのこころ」

●言葉や文化、障害などさまざまな違いを尊重し支え合う「思いやりのこころ」



▲昨年の様子

- 大人が子どもの手本となろう
- 毎日きちんとあいさつさせよう
- 善いことは褒め、悪いことは叱ろう
- ねだる子どもにがまんさせよう
- 先人や目上の人を敬う心を育てよう
- 体験の中で子どもを鍛えよう

## ほつとファミリー体験発表会

親の病気や虐待など、さまざまな事情により親元で暮らせない子どもを、自宅に迎えて育てているのが養育家庭です。実際に養育家庭として子どもを育てている方を招き、そのやりがいや意義などについて話していただきます。

「養育家庭や養育家庭で暮らす子どもについて、多くの方に知つてほしい」そんな発表者たちの思いを、ぜひ聞きに来てください。

また、今年は羽村市立小・中学校PTA連合会の研修も兼ねて行います。

○ほつとファミリーとは：養子縁組を目的とせずに、親元で暮らせない子どもを一定期間養育する家庭のことです。東京都では親しみやすく、かつ多くの方に覚えていたため、この愛称で呼んでいます。

○**日 時** 11月29日(日)午後1時30分～3時30分  
**会 場** ゆとろぎレセプションホール  
**対 象** テーマに関心のある方  
**参 加 費** 無料



※直接会場へお越しください。

※お子さんの保育を希望する方は、11月20日(金)までに、電話または直接子ども家庭支援センターへ(土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時)

### 問合せ

□体験発表会について…子ども家庭支援センター  
☎578-12882

□養育家庭制度について…東京都立川児童相談所  
☎523-11321